

創価大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果  
＜法学部・法学部（通信教育部）・法学研究科＞

教育内容・方法

(1) 教育課程等

法学部

学部の理念・目標・カリキュラムの特徴は履修要項に明示されており、ほぼそれを実現するかたちでガイドライン、卒業要件、科目の設定がなされている。

少人数制の導入教育と広く配置された演習科目、憲民刑の基本三法科目 12 単位を必修科目として基礎を確実に学習させようとするカリキュラムは、法学部が目指す人材の養成と深く結びつくものと判断できる。法学以外の科目の広い修得を可能とする仕組みは、多様な学生のニーズという現実的要請に応えようとするものとして理解できるが、系統的な学習に学生を誘導する方策の実践が課題である。ただし、この点については、2007（平成 19）年度の入学生から導入されたコース制の首尾を見守る必要がある。

法学研究科

研究科の理念・目的は明示されており、博士前期課程に入学した者のほぼ全員が修了している点、一定の教育・研究指導内容が整備されている点から、研究者および専門的職業人の育成を目指すという目的が概ね達成されていると判断できる。

学部教育との連続性の強調は専門性を高めようとする点において理解はできるが、他大学や他学部出身者への学習支援が課題となる。特に、入学試験については、社会人のための特別措置を講じておきながら、入学後における授業・研究指導の時間と時期に適切な方法を考慮していない点は今後継続した検討を期待する。

(2) 教育方法等

法学部

履修科目登録制限、早期卒業、出欠確認を含む厳格な成績評価、アドバイザー制度の導入、授業アンケートとその結果の Web への掲載、学生と教員が意見交換を行う「法学部協議会」、公開授業など、法学部における一連の取り組みは、十分な成果を期待しうるものとして評価できる。しかし、GPA 数値を卒業要件の一つとする指導やさまざまな背景を持つ学習不振者に対する指導の具体化については、なお課題が残されている。

授業科目を 1 冊にまとめた講義要項は簡略であるが、Web 版では書式にしたがって整理されている。ただし、丁寧に授業内容・教材を提示しているものと、従前の講義要項と変わりのないもので記述内容の差が見受けられる。

## 法学研究科

講義計画や内容は、大学院要覧に簡略な講義要項として掲載されるのみであったが、Web版のシラバスが発行されるようになった。しかし、全教員にシラバスの充実を徹底させるまでには未だ至っておらず、今後も継続的に努力することが望まれる。なお、科目設定やガイダンスなどは概ね水準を満たしている。

### (3) 教育研究交流

#### 法学部

平和と人権に視座を置いた法学・政治学の教育と研究を謳い、国際交流は創立者のバックアップもあって多彩かつ継続的に行われている。全学的に行われているさまざまな留学・研修制度を積極的に利用するよう学生に推奨し、実際に多くの学生が活用していることは、グローバルな発想と視野をもって平和の実現に寄与しうる、国際性豊かな人材の育成という目標に沿ったものと判断できる。

#### 法学研究科

外国の研究者とりわけ東アジアの研究者との共同研究が行われ、「創価大学法学会」でも外国の研究者を招いて講演会を実施するなど、研究者レベルでの国際交流は活発に行われている。

ただし、大学院学生の海外留学、留学生の受け入れなどについてはあまり実績が見られない。現在、留学生の受け入れ制度の見直しを図っているが、問題をより具体的に把握することが望まれる。

### (4) 学位授与・課程修了の認定

#### 法学研究科

学位授与方針は学則、学位規則に示されている。大学院学生に対しては新入生ガイダンス時に伝えられ、審査の結果、合格と判定された修士論文は図書館などで常時希望者に閲覧が認められており、適切に認定されていると判断できる。

### (5) 通信教育部

#### 法学部

学校教育法第52条に定められた大学の目的に必要な科目を備えた教育内容が実施されているとしつつも、教育内容・方法について通信制教育の特色を踏まえた検討課題を具体的に提示している点は評価できる。

核となる専門科目を確実に教授すべきとの基本方針は理解できるが、「地球市民の人材育成」という通信教育部の目標に照らせば、より多様なニーズを有する学生の学習意欲を喚起するカリキュラム編成と教育方法の改善、また、時代に即応した科目の

展開が喫緊の課題である。

## 学生の受け入れ

### 法学部・法学研究科

学部における学生受け入れ方針を定め、その方針に則った受け入れが行われている。しかし、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.23 であるので若干高いと判断される。

研究科における大学院学生在籍比率は博士前期課程の 0.70 に対し、博士後期課程は 0.07 であるが、定員と実員の乖離を解決するための改善策が示されていない。入学者の確保が難しい状況では、定員の削減を考える必要がある。

## 研究環境

### 法学部・法学研究科

学部全体として研究活動の自己点検・評価に努力しているが、標準授業負担を超過する教員が少なくない。総じて、学生に対する教育サービスに時間を取られ、研究時間が圧迫されており、研究活動が不活発な教員も見受けられる。今後は、専任教員の増員を図り（その際には、若手教員、女性教員の積極的な採用も行い）、特別研究員制度などの活用が可能となるゆとりの創出も必要である。

## 教員組織

### 法学部・法学研究科

教員 1 人あたりの在籍学生数は適正な範囲内にある。専門領域においては、教育上・研究上適切な教員組織であると判断できる。

ただし、教員 31 人中、61 歳以上が 10 人を占めているのに対し 40 歳以下の教員は 1 人に過ぎず、年齢構成が非常にアンバランスである。また、女性教員が 1 人しかいない。これらは問題点として自己認識されてはいるが、若手教員の積極的な採用と男女比率への留意が求められる。さらに、学部における教育理念を実現すべく、導入科目の法学基礎演習、演習科目、基礎・基本的な六法科目については、専任教員が担当することが望ましい。

## 施設・設備

### 法学部・法学研究科

模擬法廷の設置、IT への対応など、法学部学生のための施設はよく整備されており、学部学生は本部棟内の移動で足りる動線計画になっている。導入教育として実施される法学概論における模擬裁判学習に模擬法廷教室が利用されていることは評価できる。

ただし、図書館とは少々離れており、法学部図書資料室にその代役は難しいと思われる。また、大学院学生のためには別棟で文系大学院研究室が確保されているが、教員と接する機会、図書資料室の利用の便などが課題である。